

件 名	道路上の「のぼり旗」の撤去について (申し入れ日時 平成11年3月18日～3月26日) 「のぼり旗」は、企業から小売店に配布の後、歩道上に氾濫しており、歩行者の通行の障害となっています。 そこで、近畿地方建設局は、中部地方建設局及び名古屋市、大阪市、京都市、神戸市の4政令市と合同で企業本社及び業界団体に道路上の「のぼり旗」の撤去を申し入れる予定です。
-----	--

取 り 扱 い	_____
---------	-------

同 時 配 布	近 畿 建 設 記 者 ク ラ ブ 大 手 前 記 者 ク ラ ブ 名 古 屋 建 設 記 者 ク ラ ブ 名 古 屋 市 政 記 者 ク ラ ブ 大 阪 市 政 記 者 ク ラ ブ 神 戸 市 政 記 者 ク ラ ブ 京 都 市 政 記 者 ク ラ ブ
---------	---

問 い 合 わ せ 先	建設省 近畿地方建設局 道路部 路政課長 甲川 壽浩 Tel 06-6942-1141(内線4151)
-------------	---

違法のぼり旗の撤去について

建設省近畿地方建設局は、中部地方建設局及び名古屋市、大阪市、京都市、神戸市の4政令指定市と合同で、違法のぼり旗の撤去について企業本社及び業界団体に撤去の申し入れを行います。

1. 目的

企業本社から配布される「のぼり旗」は、小売店・支店の敷地内からはみ出し、歩道上やガードレールに取り付けられ氾濫しており、歩行者特に高齢者、障害者の通行の障害となり、また、道路交通の視界を妨げ、交通事故の一因となるとともに、街の美観を損ねる結果となっています。

近畿地方建設局では、「道路をまもる月間」等での啓発を実施したり、各事務所において定期的な戸別指導や撤去指導を行っています。

しかしながら、「のぼり旗」は、移動が簡単で、設置者自身に道路法違反(第32条、第43条)であるとの認識が低いので、指導・注意をしても十分な効果が得られない状況です。

そこで、この度、建設省近畿地方建設局及び中部地方建設局と4政令指定市では、合同で業界団体及び企業本社に対して、「のぼり旗」は、自己の敷地内に設置し、歩道上に設置しないように徹底するよう申し入れを行うこととしております。

今回の申し入れを契機として、企業・小売店等の順法意識を高めて、歩道やガードレール等に違法に設置される「のぼり旗」を一掃し、気持ちよく使いやすい道路を目指します。

2. 申し入れ日時

平成11年3月18日～3月26日

なお、東京に本部、本社のある団体、企業に対しては3月18日、19日に行います。

3. 対象団体、企業

①中央業界団体 14団体

②企業本社 74社

③府県単位の団体 60団体

内訳 名古屋市 16団体

京都市 15団体

大阪市 15団体

神戸市 14団体

総計 148団体・企業

平成 年 月 日

様

建部道政第 号
建設省中部建設局
局 長 城 処 求 行

建近道政第 号
建設省近畿建設局
局 長 竹 村 公太郎

10道管第 号
名古屋市長 松 原 武 久

建道管第 号
京都市長 梶 本 頼 兼

大建第 号
大阪市長 磯 村 隆 文

神建道管第 号
神戸市長 笹 山 幸 俊

道路上の「のぼり旗」撤去に関する協力について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて昨今、道路上や道路施設に設置された「のぼり旗」による広告は、道路を通行する人及び車両の視界を妨げるなど、通行の支障となるばかりでなく、高齢者や障害者にとって大きな障害ともなっており行政への苦情が絶えないところであります。

建設省と四市では、これらの「のぼり旗」の氾濫に対して、掲出している店舗に違法状態（道路法32条・43条違反）を改善するよう、戸別に指導などを行っておりますが、貴社の支店等のものも多数見受けられました。

ついては、「のぼり旗」の広告設置は、道路敷地にはできない旨、貴社の支店等に対して周知・指導し速やかに徹底されるよう依頼します。

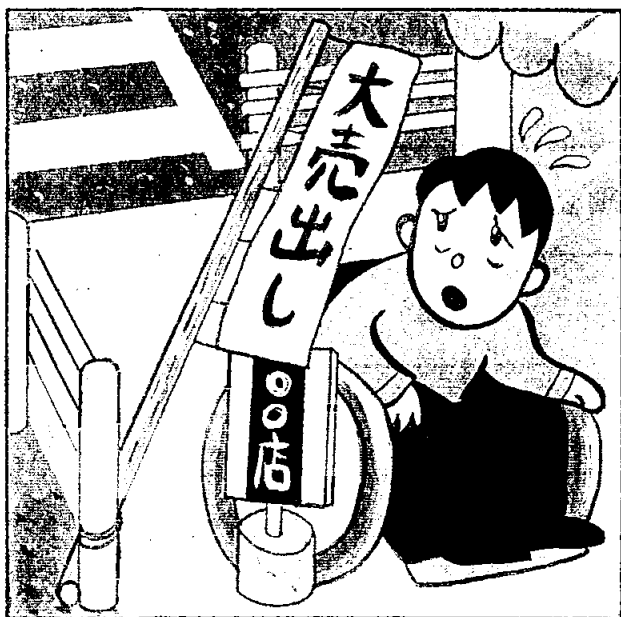
また、今後「のぼり旗」を支店等に配布・提供される場合には、道路上に設置することは道路法違反になる旨、注意書きを必ず添付するようお願いします。

なお、平成11年4月16日（金）までに貴社の支店・販売店等に対して周知・指導された事項についてご回答下さるよう依頼します。

業界別企業本社数一覧表

業 界	対 象 数	備 考
1. 運 輸	2	
2. 携 帯 電 話	1 1	
3. 自 動 車	6	
4. 石 油	9	
5. タ イ ヤ	4	
6. 電 化 製 品	4	
7. ビ ー ル	4	
8. フ イ ル ム	3	
9. 不 動 産	5	
10. 薬 品	4	
11. そ の 他	2 2	食品、販売、英会話等
合 計	7 4	

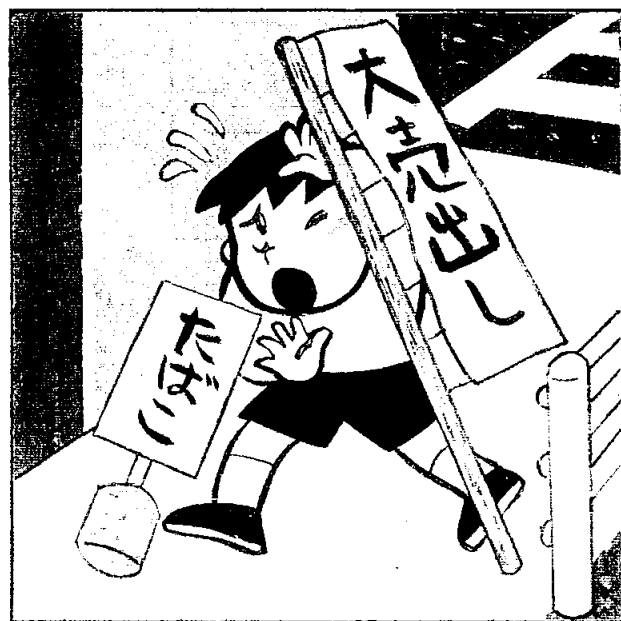
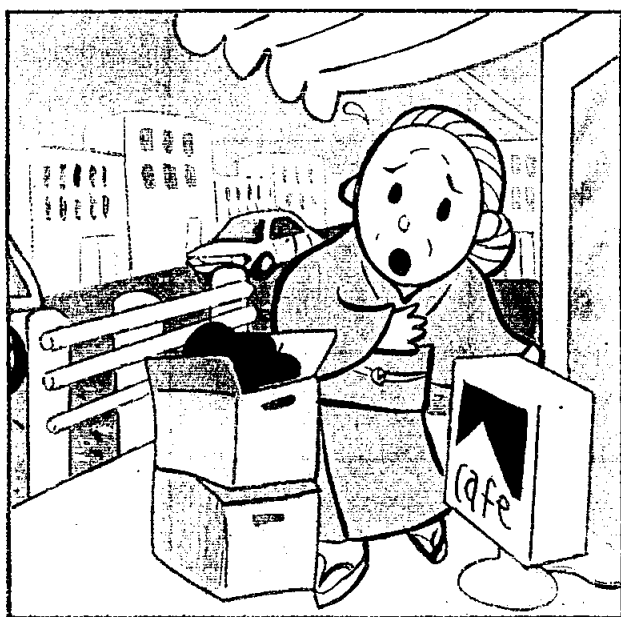
道路は、みんなの財産です。



道路は、健康な大人ばかりでなく、子供や老人、車椅子を利用する人も通行します。

歩道を狭くし、通行の妨げとなっている原因は、歩道に置いてある立看板・のぼり・置看板・歩道にはみ出して並べてある商品などで、これらは風雨等により飛散し、事故の原因にもなります。

安全で快適な歩行空間を確保するためにも、このようなことはやめましょう。(道路法違反となります。)



建設省では、
定期的に撤去作業を行っています。
ご協力をお願いいたします。